# 福祉労務ナビゲーション

Vol.36

平成 30 年 9 月

### 障害者雇用について再確認を

官公庁による障害者雇用の水増し問題が大きく報じられ、障害者をめぐる雇用関係の話題がクローズアップされています。

ご承知のとおり、今年4月から、障害者の法定雇用率が2.2%に引き上げられ、従業員が45.5人以上いる事業主(法人)は1人以上の障害者を雇用することが義務となりました。(法定雇用率は3年以内に2.3%に引き上げられる予定です)

この人数の考え方ですが、常時雇用労働者(週30時間以上勤務)を1、短時間労働者(週20時間~30時間勤務)を0.5とカウントします。週20時間未満の労働者はカウント対象外です。

さらに障害者数のカウント方法も、重度の身体障害・ 知的障害の方は 1 人で 2 と数えるなど、少し複雑な仕 組みになっています。

対象の障害者であるかどうかは、**原則として手帳の 有無で判断します**。

障害者雇用義務のある法人の皆様は、この機会に制度をもう一度確かめ、対象者の適切な確認・把握を行うようにしてください。

制度の詳細は厚労省「障害者の雇用」にて。

#### 「働き方改革関連法」への対応は? ③

今回は、引き続き「働き方改革関連法」の3点目「年 次有給休暇の取得促進」について見ていきます。

実は今回の法改正の中で、この項目が多くの事業所にとって最も影響が大きく、かつすぐに対策が必要な部分ではないかと思われます。

内容は、「年 10 日以上の有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年 5 日、時季を指定して有給休暇を与えなければならない」(ただし、労働者が自主的に取得した日数や、計画的付与で与えられた日数は 5 日から差し引く)

つまり、「年 10 日以上有休が与えられる職員には、最 低でも5日取得させることを事業主の義務とする」と いうことです。しかも違反した事業主には罰則があり ます。

少し詳しく見ていきます。まずは、「年 10 日以上の有休が与えられる職員」をしっかり把握しましょう。フルタイム職員であれば(正規でも非正規でも)、6 ヶ月継続勤務で 10 日が与えられます。また、週の所定労働日数が3日又は4日の職員でも、勤続年数によって10日以上付与されます。(必ず自社の就業規則を確認してください)

取得義務は、「10日以上の有休が付与されたときから1年間のうちに」5日以上取得することが求められるということになります。

中には、採用後 6 ヶ月を待たずに前倒しで付与している事業所もあります。その場合にも、「付与されたときから」カウントが始まることになります。

また、採用時に5日、半年後に5日と分割して付与するような場合には、合計10日になった日(半年後)から義務が生じますが、それ以前に取得していた日数も5日のカウントに入れていいとされています。

次回もこの項目を続けます。

## セミナーPart2 開催します!

「労務管理・人材育成セミナー2018」第2弾の開催を決定いたしました。

日時:平成30年11月8日(木)13:30~16:00

会場:長野市若里市民文化ホール 会議室3

内容:「これからの人材育成のあり方~コーチングと ファシリテーションスキル」

「働き方改革、制度改正の最新情報」

詳細、お申込みについては別紙のご案内をご覧ください。多くのご参加をお待ちしております!

#### 【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL: 026-217-3152 FAX: 026-217-3153

URL : http://www.sugivama-sr.net/

Mail:mail@sugiyama-sr.net